

社会福祉法人秀楽会の役員等の報酬等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人秀楽会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき社会福祉法人秀楽会（以下「法人」という。）の役員等に支給する報酬等について必要な事項を定めるほか、法人の評議員選任・解任委員会委員に関する報酬等の支給について定めるものとする。

(対象者)

第2条 この基準を適用する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 役員選出・解任委員会委員

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会及び監査業務並びに役員選任・解任委員会に出席したことに対して支払うものとする。ただし、事務局員から選出された評議員選任・解任委員会委員には、報酬を支給しない。

2 役員等の報酬の額は、1日つき10,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、職務に従事した時間が5時間を超える場合はその額を15,000円とする。

4 定款第21条に規定する各年度における役員の報酬総額は、次の各号に掲げる額の範囲内とする。

- (1) 理事 300,000円
- (2) 監事 100,000円

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、役員等が法人の業務に従事する都度現金で支給する。ただし、役員等が1日に2以上の業務を行った場合の報酬の額は、15,000円を上限とする。

(費用弁償等)

第5条 役員等が、理事長等の要請により、法人の業務のために出張したとき（法人の理事会及び評議員会への出席を除く。）は、費用弁償として旅費を支給するほか、あわせて次に定める日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の旅費について、次の各号に定めると額を支給する。

- (1) 旅 費

- ア 鉄道運賃 運賃の等級を2階級以上に区分する線路による旅行の場合は、最も上級の運賃
- イ 船 賃 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合は、最も上級の運賃
- ウ 航空運賃 エコノミークラスの運賃
- エ タクシー代 実費（領収書を添付すること。）
- (2) 日 当 1日当たり5,000円
- (3) 宿泊料 1夜当たり18,000円

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員、監事及び評議員の旅費に関する規程は、廃止する。